

営業譲渡契約書

株式会社静岡中央銀行（以下「甲」という。）、株式会社日本承継銀行（以下「乙」という。）及び株式会社中部銀行（以下「丙」という。）は、平成14年3月28日に締結した乙丙間の営業譲渡契約書に基づき、乙が丙から譲り受ける営業（以下「中部銀行事業部」という。）を甲、株式会社清水銀行及び株式会社東京スター銀行へ譲渡する一環として、乙が、中部銀行事業部の一部を甲に譲渡するにつき、平成14年11月1日に「営業譲渡に関する基本合意書」（以下「基本合意書」という。）を締結した。

甲、乙及び丙は、基本合意書の趣旨及び目的を踏まえ、乙から甲に中部銀行事業部の営業の一部を譲渡するため、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、乙及び丙は、預金保険法第59条に基づき、平成14年3月29日、預金保険機構に対し資金援助の申し込みを行っている。

第1条（定義）

本契約において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

承継与信資産	別紙記載の店舗に係る与信資産（与信枠を含む）のうち、甲に承継されるものをいう。
承継与信資産引当金額	承継与信資産について、その債務者区分、担保評価額等に基づき、別途定める計算式により計算された引当金の額をいう。
評価基準日	承継与信資産を選定するための基準日とした平成13年9月30日をいう。
調整期間	評価基準日の翌日から第2条に定める営業譲渡日の前日までの期間をいう。
営業譲渡対価	第4条第1項に定める承継資産等の譲渡価額から同条第2項に定める承継負債の引受対価を差引いた額をいう。 なお、第9条に定める精算金があるときは、同条の定めに従い、この営業譲渡対価は調整される。

第2条（営業譲渡日）

乙は、本契約に定める条項に従い、平成15年3月3日（以下「営業譲渡日」という。）に中部銀行事業部の一部を甲に譲渡し、甲は、これを譲り受ける。但し、営業譲渡日は、譲渡作業の進捗状況を踏まえ、中部銀行事業部の一部を譲り受ける他の2行（株式会社清水銀行及び株式会社東京スター銀行）の意向を勘案したうえで、甲、乙及び丙が協議のうえ変更することができる。

第3条（営業譲渡の対象）

甲が譲り受ける乙の営業の範囲は、営業譲渡日午前0時現在（以下、「営業譲渡時」という。）の中部銀行事業部の以下の承継資産、承継負債、その他並びにこれらに付随する一切の権利義務（以上を、以下「譲渡財産」という。）とする。

（1）承継資産

承継与信資産。

承継与信資産に対する利息債権で営業譲渡時に未収となっているもの（以下、「承継与信資産未収利息」という。）。

店舗不動産。

不動産、動産、有価証券、その他資産。

営業権。

（2）承継負債

別紙記載の店舗に係る預金債務（雑益処理済の休眠預金を含む。）のすべて（以下、「承継預金負債」という。）。

承継預金負債に対する利息負債で営業譲渡時に未払となっているもの（以下、「承継預金負債未払利息」という。）。

その他の債務（以下、「承継その他負債」という。）。

（3）その他

銀行法第10条第1項、第2項、第11条及び第12条に定められた業務のうち、丙が、営業譲渡時に行っている業務のすべて。

第4条（承継資産等の譲渡価額及び承継負債の引受対価）

1．承継資産等の譲渡価額及び算定方法は、以下のとおりとする。

（1）承継与信資産及び承継与信資産未収利息

承継与信資産の譲渡価額は、営業譲渡時における承継与信資産の簿価から評価基準日現在の承継与信資産引当金合計額を控除した金額とする。承継与信資産未収利息の譲渡価額は、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（2）不動産、動産、有価証券、その他資産

不動産の譲渡価額は、不動産鑑定士等の評価額を基礎とする時価、動産、有価証券、その他資産の譲渡価額は、営業譲渡時の簿価を基礎とする時価とし、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（3）営業権

営業権の譲渡価額は、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

2. 承継負債の引受対価及び算定方法は、以下のとおりとする。

(1) 承継預金負債及び承継預金負債未払利息

承継預金負債及び承継預金負債未払利息の引受対価は、営業譲渡時におけるそれぞれの簿価とする。

(2) 承継その他負債

承継その他負債の引受対価は、営業譲渡時における承継その他負債の簿価とする。

第5条（後発事象の調整）

1. 調整期間中に、承継与信資産につき、以下の各号の一に該当する事情が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ、当該承継与信資産の譲渡価額の調整を行うことができる。

なお、本条に基づく調整の申出は、甲が、乙及び丙に対して営業譲渡日の前日までに書面をもって行う。調整のために必要な作業については、丙が、乙に協力する。

(1) 承継与信資産の債務者が、破産・特別清算・民事再生・会社整理・特定調停もしくは会社更生の申立を受け又は自ら申し立てた場合、解散した場合、もしくは手形交換所により取引停止処分を受けた場合。

(2) 承継与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・手形割引契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約）の不備のため、承継与信資産の譲渡価額に重大な影響が生じる事実のあることが判明した場合。

(3) 承継与信資産の債務者または保証人から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など当該承継与信資産の譲渡価額に影響を与える裁判上の申立がなされた場合。

2. 前項の調整は、営業譲渡日の前日までに書面により申出のなかったものについては、事由の如何にかかわらず行わない。

3. 丙が、第1項各号に該当する事情が生じたことを営業譲渡日の前日までに知ったときには、丙は、ただちに甲及び乙に報告する。

第6条（担保評価額変更による引当金の調整）

承継与信資産について、調整期間中に、担保の解除もしくは追加設定が行われたことにより担保評価額が変更された場合、その他担保評価に重大な影響を与える事実が判明した場合の引当金額の調整については、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

第7条（新規与信資産）

1. 丙は、承継与信資産の債務者（以下、「承継与信先」という。）以外の者に対す

る新たな与信は行わない。

2 .本契約締結日以降の承継与信先に対する丙の与信額の上限については、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

第 8 条（営業譲渡対価の受払方法）

第 1 条 の定めに基づく営業譲渡対価の受払は、甲乙及び乙丙間において、それぞれ営業譲渡日に行う。

第 9 条（精算金の受払）

1 . 営業譲渡時における承継与信資産に対する引当金合計額（第 5 条に定める後発事象の調整及び第 6 条に定める担保評価額変更等による引当金の調整を実施後）から評価基準日現在の承継与信資産に対する引当金合計額を控除した差額（以下、「精算金」という。）については、精算金がプラスの場合は、乙が甲に対し、マイナスの場合は、甲が乙に対し、それぞれ支払う。

2 . 精算金の支払日は、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

第 1 0 条（引継・移転手続）

1 . 乙が、営業譲渡日に、譲渡財産の細目を記載した引継書とともに譲渡財産及び関係証憑、帳簿類を丙より受領したときは、乙は、ただちにこれを甲に引渡す。その具体的方法については、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

2 . 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記・登録・承諾・通知等の諸手続を要するものについては、丙が、可及的速やかにこれを行うものとし、甲及び乙は、丙に協力する。

第 1 1 条（調査）

1 . 乙及び丙は、甲または甲の指定する第三者が丙に立ち入り、譲渡財産に係る帳簿、書類等を調査することを承認する。

2 . 前項の調査の時期、期間、方法等については、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

3 . 乙及び丙は、甲の第 1 項に基づく調査に協力する。

第 1 2 条（譲渡承認手続）

本契約の承認につき、甲は取締役会の決議、乙は株主総会の決議をそれぞれ行う。

第 1 3 条（従業員の取扱い）

1 . 甲は、営業譲渡日の前営業日における丙の従業員（パート・嘱託員を含む。以下、

「従業員」という。)のうち、従業員として30名以上を雇用する。但し、応募者数がこの人数に満たない場合は、この限りでない。

2. 丙は、丙の従業員について、営業譲渡時までに発生する賃金、退職金債務その他丙との労働契約に基づき発生又はこれに付帯して発生する一切の債務を履行し、甲及び乙は、この債務を承継しない。

第14条(与信資産の劣化防止等に対する協力)

1. 丙は、承継与信資産の劣化防止に努めるものとし、甲及び乙は、これに協力する。

2. 甲、乙及び丙は、円滑な営業譲渡を実現するため相互に協力する。

第15条(善管注意義務)

丙は、本契約締結日以降営業譲渡時まで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ譲渡財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙と協議する。

第16条(危険負担)

本契約の締結日以降営業譲渡時まで、天災地異その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ本契約に定める営業譲渡の条件を変更することができる。

第17条(資金援助精査作業に対する協力)

甲は、乙と丙により預金保険機構に対してなされた資金援助申請に基づき行われる預金保険機構の乙に対する贈与金の精査確定作業に協力する。

第18条(清算法人に対する協力)

甲及び乙は、丙の清算法人の清算事務等の遂行に協力する。

第19条(費用負担)

本契約に基づく営業譲渡に関して生じる費用の負担については、別途、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。但し、第11条に定める調査に係る費用は、すべて甲の負担とする。

第20条(補償)

乙及び丙は、本契約に定めのない瑕疵担保責任及び損失、損害の補填の責任を負わない。

第21条(守秘義務)

甲、乙及び丙は、相互に提供される一切の情報について、守秘義務を負う。

第 2 2 条（解除条項）

甲及び乙は、次のいずれかの事由が発生したときは、本契約を解除できる。

乙丙間の営業譲渡契約が解除されたとき。

営業譲渡日までに、本契約に基づく営業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第 2 3 条（効力発生）

本契約に定める営業譲渡は、第 1 2 条に定める決議並びに法令に定める関係官庁の認可が得られ、かつ「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に定める届出の効力が発生しない限り、その効力を生じない。

第 2 4 条（競業禁止義務）

乙は、甲に対して商法 2 5 条に定められた競業禁止義務を負わない。

第 2 5 条（規定外事項の協議）

本契約に定めのない事項もしくは本契約の解釈に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。この場合、甲、乙及び丙は、本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、円満解決に努める。

第 2 6 条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として契約書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が、署名または記名の
うえ捺印し、各 1 通を保有する。

平成 1 4 年 1 2 月 6 日

甲 静岡県沼津市大手町四丁目 7 6 番地
株式会社静岡中央銀行

取締役社長 尾形 充生

乙 東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
株式会社日本承継銀行

代表取締役 田中 紘一

丙 静岡県静岡市金座町 2 1 番地の 1
株式会社中部銀行

金融整理管財人 長谷川新一

金融整理管財人 本間 通義

金融整理管財人 預金保険機構
理事長 松 田 昇

別紙

1 . 静岡中央銀行が営業を譲り受ける店舗

吉原支店、沼津支店、沼津北支店、三島支店、御殿場支店、南熱海支店、熱海支店、
稲取支店、下田支店、松崎支店、富士宮北支店

2 . 静岡中央銀行が譲り受ける承継与信資産（評価基準日現在）

（ 1 ）簿価	58,308,244,358円
（ 2 ）譲受価額	55,847,654,977円

以上